

意見書案第4号

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書の批准を早急に求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和4年12月15日提出

提出者	綾瀬市議会議員	松本春男
賛成者	同	安藤多恵子
	同	佐竹百里
	同	上田博之
	同	畑井陽子
	同	二見昇

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書の批准を早急に求める意見書

1979年に国連で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女子差別撤廃条約が採択され、日本がこの条約を1985年に批准してから、36年余りが経過した。

しかし、2022年発表の日本のジェンダーギャップ指数は、世界146か国中116位、G7では変わらずの最下位である。性暴力、性犯罪、セクシャルハラスメントや男女賃金格差など、日本社会での男女間の不平等に対し、法整備や改善を求め、女性たちが今も声を上げ続けている。

条約の実効性を高めるため、1999年に女子差別撤廃条約選択議定書が国連で採択され、締約国のうち114か国が批准しているが、日本は批准していないままである。

選択議定書を批准することにより、女子差別撤廃条約上の権利を侵害された個人や団体が国連の女子差別撤廃委員会に通報できるという道が開かれる。また、現在、日本の裁判所は、女子差別撤廃条約を判決の判断基準にしていないが、個人通報制度が使えるようになれば、国際基準が尊重され、日本の裁判所が女子差別撤廃条約を裁判に適用するようになる。

しかし、国は個人通報制度が女子差別撤廃条約の実施に効果的な担保を図るものとしながらも、20年以上も検討し続けているだけである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、男女格差をなくし、全ての人の人権が尊重される社会をつくるため、一刻も早く選択議定書を批准するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月15日

綾瀬市議会議長 橘川佳彦

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 外務大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画） あて

(提案理由)

男女格差をなくし、全ての人の人権が尊重される社会をつくるため、一刻も早く選択議定書を批准するよう強く求めるため、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。